

平成19年2月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

岩手県 行財政構造改革プログラムの取組状況

岩手県は、平成15年に策定した「行財政構造改革プログラム」について、これまでの4年間の取組を総括しました。「心の豊かさやゆとり」を実感し、安心して暮らせる地域づくり、官と民、県と市町村との適切な役割分担と官民協働化の推進、安定した行財政基盤の構築と質の高い行政サービスを提供できる行政経営への転換、の3つの取組方策ごとに成果と今後の課題が明らかにされています。

このうち、に関する課題をみると、官民協働については、民間移管、外部委託が限られた分野にとどまっていることのほか、外部委託、民間との協働に係る指針やガイドラインは整備されたものの、その取組は停滞していること、県とNPOのみの協働が中心となっていることなどの課題があり、今後、公の活動領域の活発化を図るためには、多様な主体の育成と協働の仕組みを構築していく必要があることなどをあげています。

<http://www.pref.iwate.jp/hp0112/pgh19kohyo/h19torikumijoukyou.htm>

宮城県 18年度評価結果の反映状況

宮城県は、行政活動の評価に関する条例に基づいて「平成18年度行政活動の評価の結果の反映状況説明書」を公表しました。このうち、政策名「消費者ニーズに即した産業活動の展開」では、米、麦、大豆の高品質化と低コスト化、野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上、有機農産物等の生産、県産品の流通・販売の促進など、7つの施策があげられていますが、県民の満足度は「高い」とされ、また政策評価は「適切」とされています。評価結果の反映状況は、「市場ニーズを重視した生産・流通構造への転換や農林水産物のブランド化の推進、食材・食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立等を図ることとした」とされています。また、「宮城の将来ビジョン」における位置づけで、重点事業名、担

当部局、新規継続の区分、19年度予算額が明らかにされています。

<http://www.pref.miyagi.jp/hyoka/18kasho/hanneisho/H18haneikagami.htm>

長野県 県民参加の政策づくり推進事業

長野県では、19年度に標記の事業を実施し、行政とはひと味違う提案やユニークな提案を求めています。県からの募集テーマは、「誰もが安心して暮らせる地域防災力の充実」、「団塊世代の地域活動促進」、「信州教育の充実」、「地域発地球温暖化防止活動」、「信州の森林づくり」、「総合型地域スポーツクラブづくり～豊かなライフプランにスポーツを～」となっています。

県では、県が参加を決定したグループに対して、政策の検討に際して必要になる各種の情報の提供や講師派遣等を行う（講師派遣については費用の一部助成を予定）ことにしています。

<http://www.pref.nagano.jp/soumu/koho/kenmin/kenmin19.htm>

岡山県 事務事業の総点検の結果

岡山県では、ゼロベースからの事務事業の見直しを徹底するため、県のすべての事務事業を対象にその必要性、有効性、効率性を点検する「事務事業の総点検」を実施しました。点検事業の総数は3,310で、そのうち廃止・終了が586、休止が25、縮小等が495、その他が9事業となっています。

農林水産関係では、効率性の観点から市町村が行う新規就農研修事業や松くい虫駆除事業など県が単独で補助している「農林水産強化対策費（870,019千円）」について、事業ごとに交付されていたものを市町村の判断工夫によって弾力的に運用できるよう19年度から統合して交付するとされています。

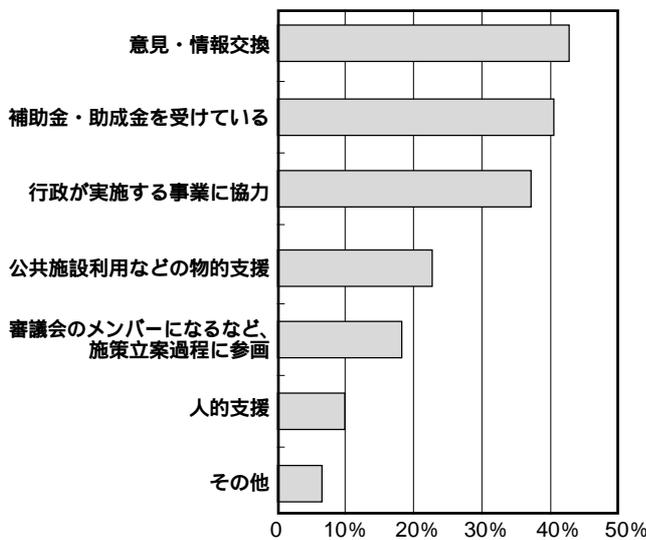
<http://www.pref.okayama.jp/somu/zaisei/jimujigyou.htm>

農業関係 NPO アンケート結果 (下)

先月号に続いて当センターが18年11月に実施した農業関係 NPO アンケート結果を報告する。

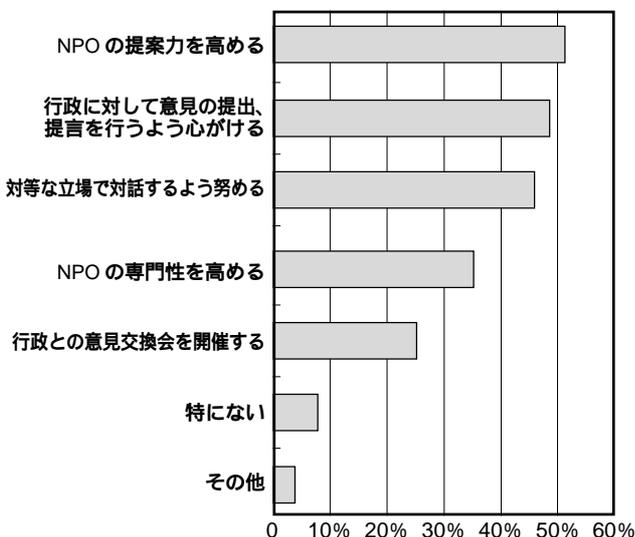
1. NPOは、行政(国,都道府県,市町村)との関わりとしてあげているのは、意見・情報交換(44%),補助金・助成金を受けている(40%),行政が実施する事業に協力(37%)が多い(複数回答)。

図1 協働における行政との関わり



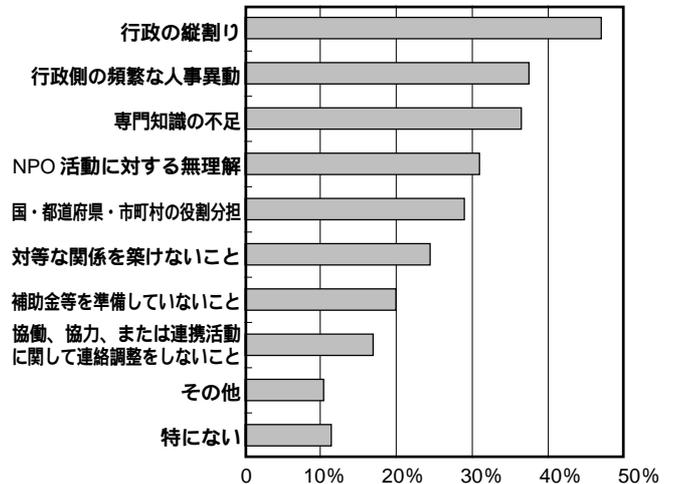
2. NPOが行政との協働(協力又は連携を含む。以下同じ)に当たって留意していることで多いのは、NPOの提案力を高める(52%),行政に対して意見の提出,提言を行うよう心がける(48%),対等な立場で対話するよう努める(46%)である(複数回答)。

図2 協働に当たって留意している事項



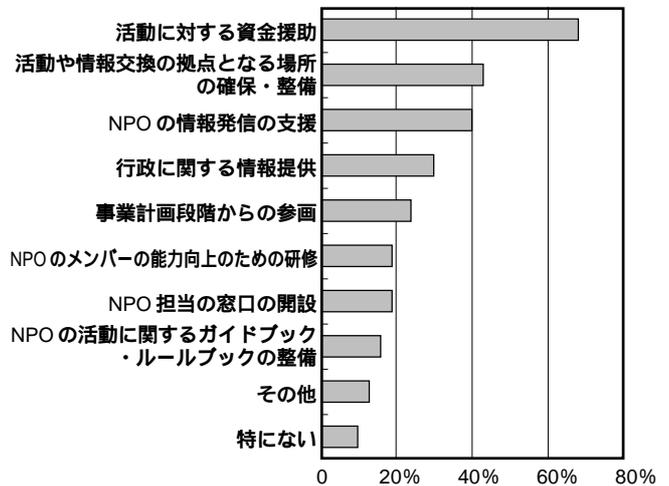
3. NPOが協働する上で、行政側にある問題として、行政の縦割り(48%),行政の頻繁な人事異動(38%),専門知識の不足(37%)が比較的多くあげられている(複数回答)。

図3 協働における行政側の問題



4. NPOが協働に当たっての行政に期待することは、活動に対する資金援助(68%),活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備(42%),NPOの情報発信の支援(40%)が多くあげられている(複数回答)。

図4 協働に当たって行政への期待事項



農業関係のNPOの組織や活動の全体状況を把握した調査は見当たらなかったため、今回アンケートを実施した。本調査によって農業分野においても、環境保全や地産地消、村づくりなどで活動しているNPOが出てきていることが明らかになった。NPOの多くは、提案力を高めたり、対等な対話をしたりすることを考えているようである。行政に携わる者にとってNPOとの関係作りは、未経験であることが多い。本アンケート結果などがNPOとの関係作りに生かされていくことを期待したい。(谷口)

米国における政府業績成果法及びプログラム評価格付けツールによる政策評価の現状（上）

米国における政策評価は、1993年成立の政府業績成果法により開始され、1999年から本格的に実施されている。その後、2002年からは、プログラム評価格付けツールにより、プログラムの業績評価等を行っている。

そのような政策評価の現状について、2006年9月に米国を訪問調査した。その調査概要を、今回から2回に分けて報告する。

1. 政策評価の概要

米国においては、政策評価は、1993年の政府業績成果法（Government Performance and Results Act；GPRA）に基づきプログラムの改善、それを国民に示すことによる信頼の改善及び客観的な情報を提供することによる議会の政策決定の改善を目的として行われている。また、2002年からは、「予算と業績の統合」のためプログラム評価格付けツールによりプログラムの業績を評価し（assess）、その改善計画を作成して、大統領予算教書の業績情報としている。なお、規制に関するプログラムについては、大統領令により必要性の検討や便益費用分析、費用効果分析といった事前評価が義務付けられている。

これは日本のように政策評価法が独立して存在し、その結果の政策への適切な反映が課題となっているのとは、かなり様相を異にしている。

2. 予算制度等

政策評価は、米国における予算制度や政治制度に依拠して行われているものであり、それらを概観すれば、次のとおりである。

- (1) 会計年度は、前年の10月から始まり当年の9月までである。つまり2007会計年度（fiscal year; FY）は、2006年10月から2007年9月までとなっている。
- (2) その会計年度の予算について前々年の4月（2007FYでいえば2005年4月）から行政府内において、各省と大統領府行政管理予算局（Executive Office of the President, Office of Management and Budget）との間で議論が始まり、前年の6月（2007FYでいえば2005年6月）に行政管理予算局（OMB）から予算の作成等のための通達（Circular No. A-11）が各省庁に向けて出される。これにより、各省庁において予算要求が作成され、OMBとの折衝を経て、大統領予算教書（President's Budget）が作成される。

予算教書には、当該会計年度から5年後までの経

済成長率や財政赤字の見通し等が載せられている。また、予算要求に係るプログラムの成果も載っており、予算要求と業績目標との関係を示した業績予算が作成される。OMBの通達（Circular）では、この業績予算の作成のため、プログラム評価格付けツール（PART。後述）を実施したプログラムの業績情報を使用することとなっている。

この大統領予算教書が、前年の2月（2007FYでいえば2006年2月）に議会に提出され、これがきっかけとなって、議会における予算審議が始まる。

- (3) 予算に関する権限は、全て議会に属している。大統領予算教書は政府要求とでもいうべきもので、近年においては事実上無視されるということはない由であるが、議会は、それにとらわれず自由に予算決定をすることができる。

OMBによれば、OMBと各省との間で予算に関する意見が一致しない場合は、一方的な査定はできないので、各省と大統領府との間の政治的な問題として取り扱われることになる由であった。また、各省とOMBの議論の最中でも、各省は議会の関係委員会と予算に関する話し合いをしており、それをOMBも勧めているという状況にある。

議会は、大統領の予算要求を受けて予算作成に着手し、まず、予算決議（Budget Resolution）と呼ばれる歳入、歳入、財政収支、国債残高など予算の全体像を示すものを議決する。続いて、歳入関係法案と歳出関係法案とが個別に審議される。

3. 政府業績成果法（GPRA）

上述のように、GPRAが政策評価の中心であり、この法律はクリントン政権時代の1993年に成立したが、5年間の試行期間を経て本格的に動き出したのは1999年になってからである。

同法の目的は1に述べたとおりであり、これを達成するため、各省庁（agency）は、プログラム活動により今後5年間に、何を、どのように、どれくらいまで達成するかを記述した戦略計画（strategic plan）を作成する。同時に、毎年、予算におけるプログラム活動に関する年次業績計画（annual performance plan）を作成して、プログラム活動により達成されるべき業績の水準を決める業績目標や関連の業績指標を明確にしなければならない。

各省庁は、その業績目標の達成状況を審査する業績測定（performance measurement）を行い、その達成された業績に関連する次年度の業績計画を評価して、業績目標達成のための計画等を記述するとともに、実施したプログラム評価の結果を予算案に反映させて業績予算（performance budget）を作成し、毎年3月31日までに大統領及び議会に提出することとされている。（永山）

出張報告

鳥取県の地域対策事業

平成 18 年 11 月に、当センター永山が鳥取県庁を訪問し、県の中山間地等の地域対策について調査した結果を以下に取りまとめた。同庁のご協力で厚く御礼申し上げます。

1. 県単独補助事業の市町村交付金化

鳥取県においては、平成 18 年度から中山間地域対策を含む公共事業以外のほとんどの県単独補助事業を、いわゆるメニュー事業を行える市町村交付金として一括計上し、事業の実施は市町村の自主的な判断に任せている。

交付金の総額は、4 億 7200 万 6 千円であり、市町村にはその 75 パーセントに当たる 3 億 5397 万円を最低保証総額として、その半分を市町村の財政力指数を勘案して配分し、残り半分を均等割している。各市町村が最低保証額以上に事業を行った場合には、残余の 1 億 1803 万 6 千円を県が調整配分して交付することとなる。

市町村交付金の対象事業は、それまでの県単独事業の対象としていた事業を掲げている。その事業は、事後的に県が承認することとしており、それまで毎年市町村が実施してきたものや庁舎管理費などは、対象として認めないといった形式的な判断は行いが、市町村の自主性を重視し、その内容が適当とか適当ではないといった判断はしない方針とのことである。

その趣旨は、これまで各補助事業が県行政のなかで縦割りで所管されていたため、必ずしも市町村や住民にとって十分に役立つ補助金とはなっていなかったこと及び県としても各部局に分かれた事業所管となっていたために、補助金交付事務にかなりの人員が割かれていたことなどから、総合交付金化して各部局に分かれていた事業を企画部地域自立戦略課が一括して所管することにより、縦割りの解消と事務の軽減を図るためとのことである。これにより、中山間地域等の地域活性化対策については、住民に身近な市町村が自らの判断により事業の選択と配分

を行うことが可能となり、これまでのように県の直接の行政対象ではなくなった。

中山間地域に対しては、議会や県民からは、県の直接支援が必要との意見もあったが、本来的には住民に身近な市町村の役割が重要との認識で現在はまともまってきた。しかし、現在においても県職員の中には結論まで出して指導をしようとしたり、その逆に市町村の役割として全く相談にも応じないということがあったり、その対応は県庁内においても未だ温度差がある。

2. 交付金化に対する反応

18 年度は、初年度でもあり、とりあえずということで県単独事業を一括し、予算額はそれまでの実績ベースより約 1 億円の増となっている。19 年度からは、県庁各課からの事業の修正要望の意見により対象事業を追加すること等を考えている。

18 年度の予算額は、補助金として配分される額の見込みが立たないことから、苦情を申し立てた市があったが、県政懇談会での話し合いにより納得したとのことである。小さな町村ではこれまで以上の配分を受けることとなるケースもあり、また補助金申請業務の負担が小さくなったことや、市町村の事業実施の自由度が増したことから、市町村は、交付金化について好意的とのことである。

公共事業を交付金の対象にしなかったのは、本来に必要な公共事業の地区と額は、その内容を見て個別に確保されるべきものであるからとのことであった。

3. 集落实態調査の実施

今後の中山間地域への対策を考えるため、18 年度に、山間の 111 集落を対象として、各世帯の家族構成、暮らしの様子、将来の見込みなどについて、実態調査を行っている。

住民と行政との役割分担により低コストで持続可能な住民自治のシステムをつくるという観点から、市町村と県が共同で調査しているところである。この結果は、18 年度中に取りまとめられる予定とのことであり、その公表が待たれる。(永山)

編集後記

花粉症の季節になりました。かく言う私も、花粉症になって 10 数年たちます。その原因が、昭和 30 年代に大面積に植林され、手入れされないままにある杉林とのことで、いささか林野庁を恨みたくになります。

でもあの頃は、木材の需要が旺盛で、それに應えるために成長の早い杉の植林を進めたとのことで、まさか杉の花粉がこのように広範囲にアレルギーを引き起こすなんてまったく予想もしなかったのだらうと思います。

あることを行えば、想像もしなかったことが起きるとするのは、我々の仕事においても覚悟しなければならぬことだと痛感しています。(永山)

AFFPRI report

平成 19 年 2 月 15 日 No.76

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

三会堂ビル 9 階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>